

各務原市入札監視委員会運営基準

(令和4年8月8日議決)

(目的)

第1条 この運営基準は、各務原市附属機関設置条例（令和3年条例第33号）第10条の規定に基づき、各務原市入札監視委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市が発注する建設工事に関して、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 委員会又は第6条第1項の規定により委任された委員が抽出した工事に関し、競争入札参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名選定方法等について審議を行うこと。
- (3) 一般競争入札の非認定理由、指名競争入札の非指名理由及び随意契約の非選定理由に対する各務原市公共工事苦情処理手続要領（平成18年2月8日決裁）第10条に規定する再苦情について、公正かつ中立な立場で審議し、市長にその結果を報告すること。
- (4) 入札制度の改善のために必要と認められる施策について市長に対し、意見を述べること。
- (5) その他必要な事項について、調査し、又は市長に意見を具申し、若しくは報告すること。

(組織)

第3条 委員は、非常勤とする。

- 2 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する者をもって充てる。

(会議及び議決)

第4条 委員会の会議は、次の各号に掲げる会議により行われるものとする。

- (1) 定例会議 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議
- (2) 再苦情処理会議 第2条第3号の事務に係る会議
- (3) 入札制度改善会議 第2条第4号の事務に係る会議
- (4) 臨時会議 第2条第5号の事務に係る会議

2 定例会議は、原則として、6か月に1回開催するものとし、それ以外の会議は、

それぞれ必要に応じ開催するものとする。

(定例会議提出資料)

第5条 市は、第4条第1項に規定する定例会議に、原則として定例会議開催の前6か月間に市が発注した工事に係る発注工事総括表(様式第1号)、入札方式別発注工事一覧表(様式第2号)、入札参加資格停止等の運用状況一覧表(様式第3号)、低入札価格調査結果一覧表(様式第4号)及び談合情報対応結果一覧表(様式第5号)を提出するものとする。ただし、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が250万円以下のもの及び市の行為を秘密にする必要のあるものについては、除外するものとする。

2 前項に規定する入札方式別発注工事一覧表については、次の各号に掲げる区分ごとに整理する。

(1) 一般競争入札方式

(2) 指名競争入札方式

(3) 随意契約方式

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務をあらかじめ指名した委員に委任することができる。

2 前項の委任を受けた委員は、抽出結果を速やかに委員会に報告しなければならない。

(審議議案の抽出)

第7条 第2条第2号に規定する工事の抽出は、第5条に規定する入札方式別発注工事一覧表の中から、入札・契約方式別に、事前に作為の入らない方法で行うものとする。

(抽出事案の説明)

第8条 抽出事案の説明は、抽出事案説明書(様式第6号、様式第7号又は様式第8号)をもとに必要最小限の資料に基づき行う等、審議の効率化を図らなければならない。

(意見の具申又は報告)

第9条 委員会は、定例会議で審議した事項について、不適切な点又は改善すべき点があるときは、市長に対して意見の具申又は報告を行うものとする。

2 市長は、前項の意見の具申若しくは報告又は入札制度改善会議の意見の具申を受

けた場合には、その内容を公表するものとする。

(再苦情処理)

第10条 委員会は、再苦情処理の申立てがあった日から概ね50日以内に市長に対してその結果を報告しなければならない。

(委員の除斥)

第11条 委員は、第2条第2号から第5号までの事務について、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

附 則

この基準は、議決の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。